

新温泉町学校支援地域本部事業地域学校協働活動推進員設置要領

令和2年7月1日

新温泉教生第82号

(趣旨)

第1条 この要領は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項及び新温泉町学校支援地域本部事業実施要綱第8条の規定に基づき、統括的な地域学校協働活動推進員（以下「統括推進員」という。）及び地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 統括推進員及び推進員（以下「推進員等」という。）は、新温泉町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の教育活動を熟知し、社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、新温泉町教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

(職務)

第3条 推進員等は、法5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の支援を行ほか、次の活動を行う。

(1) 統括推進員は、広域的な観点から協働活動の推進を図るため、推進員を支援し、統括し、次に掲げる職務を行う。

ア 複数の推進員との連絡調整及び推進員間の情報共有に関すること。

イ 推進員への適切な助言・指導に関すること。

ウ 推進員の育成並びに人材の発掘及び確保に関すること。

エ 委員会の支援ニーズの把握に関すること

(2) 推進員は、協働活動に関する事項について、委員会の施策に協力し、地域住民と学校との間の情報の共有を図るとともに、協働活動を行う地域住民に対する支援を行い、次に掲げる職務を行う。

ア 活動対象学校の支援ニーズの把握に関すること。

イ 地域住民及び学校との連絡調整に関すること。

ウ 協働活動の啓発及び普及に関すること。

エ 地域学校協働活動のコーディネートに関すること。

2 前各号に掲げる活動内容のほか、委員会が必要と認めること。

(承諾)

第4条 推進員等は、第2条の規定により委嘱される場合、承諾書を委員会に提出しなければならない。

(活動状況の管理及び活動記録の作成)

第5条 推進員等は、活動状況を報告するため、地域学校協働活動推進員活動状況報告書(第1号様式)を活動月の翌月10日までに委員会に提出しなければならない。

(活動日及び活動時間)

第6条 推進員等が活動する時間は、年224時間の範囲内とする。ただし、この範囲を超える活動で、委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

(身分証)

第7条 委員会は、第2条の規定により委嘱した推進員等に対し、身分証を交付する。
2 推進員等は、業務に従事するときは、常に身分証を所持しなければならない。

(研修)

第8条 推進員等は、国・兵庫県・新温泉町が実施する、協働活動の企画・実施方策や安全管理方策等の資質向上研修及び他の事業関係者等との情報共有を図るための研修会に参加するよう努めることとする。

(謝礼)

第9条 委員会は、推進員等の活動に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(任期)

第10条 推進員等の任期は、委嘱の日から当該年度とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の辞退)

第11条 推進員等は、前条の任期の満了前に委嘱を辞退しようとするときは、14日前までに委員会に申し出なければならないものとする。

(委嘱の解除)

第12条 委員会は、推進員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くものとする。

- (1) 推進員等の活動を怠った場合
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

- (3) 推進員等としての活動の実績が良くない場合
- (4) 推進員等としてふさわしくない行為があった場合

(守秘義務)

第 13 条 推進員等は、委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 14 条 推進員等の庶務は、新温泉町教育委員会生涯教育課において処理する。

(委任)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、新温泉町教育委員会事務局生涯教育課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 8 年 1 月 1 日新温教生第 279 号)

この要領は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。